経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四款　貿易経済安全保障局	**第四款**　貿易経済安全保障局
（情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官）	（情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官）
第十五条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。	**第十五条**　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。
2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査・流出対策室の所掌に属するものを除く。）。	2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。
3　（略）	3　（略）
4　技術調査・流出対策室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析並びに重要な技術の流出対策に関する施策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。	4　技術調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。
5　技術調査・流出対策室に、室長を置く。	5　技術調査室に、室長を置く。
6　（略）	6　（略）
第三節　地方支部局	**第三節**　地方支部局
第一款　経済産業局	**第一款**　経済産業局
（総務企画部の所掌事務）	（総務企画部の所掌事務）
第二百二十九条　（略）	**第二百二十九条**　（略）
2　北海道経済産業局及び東北経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。	2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。
3　関東経済産業局の総務企画部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第二十三号及び第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
（地域経済部の所掌事務）	（地域経済部の所掌事務）
第二百三十条　（略）	**第二百三十条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　関東経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することを除く。）まで、第十八号及び第十九号、第二十四号並びに第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。	4　関東経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。
6　（略）	6　（略）
7　中国経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することを除く。）まで及び第十八号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号、第三号及び第十九号に掲げる事務をつかさどる。	（新設）